

令和6年度 目黒区学童保育クラブ 利用申請のご案内・申請書

※巻末に申請書等の様式類が綴じてありますのでご使用ください。
申請の際は取り外して提出してください。

目次

I.学童保育クラブとは	1～5
II.学童保育クラブ利用手続き	6～9
III.目黒区学童保育クラブ利用基準（利用基準指数）	10～13
IV.学童保育クラブ一覧（47施設）・児童館、学童保育クラブマップ	14～17
V.延長保育	18
VI.負担軽減、減額又は免除	19～20
VII.短期利用	21
VIII.活動内容の紹介	22
（参考資料）児童館ランドセル来館事業のご案内	23
よくある質問	24～28

記入例 「学童保育利用申請書」「利用基準調査票」

巻末（申請書等の様式類）

- ・提出書類確認票、同意書（両面）
- ・学童保育事業利用申請書（両面）
- ・利用基準調査票（両面）
- ・勤務（採用予定）証明書
- ・直近4週間の実績表 ※
- ・申出書 ※
- ・児童の健康状態申出書 ※

申請書等提出様式類一式
「※」必要な方のみ

目黒区子育て支援部子育て支援課児童館係

〒153-8573

目黒区上目黒2-19-15

Tel (5722) 9861 直通

（令和5年11月1日 発行）



I. 学童保育クラブとは

区内在住又は在学の小学生（1年生～6年生）を対象に、保護者等の就労・病気・看護・就学等により、放課後など昼間家庭において保育することができない保護者等に代わって保育する施設です。子どもたちを安全に保育するというだけでなく、集団の中で遊び、学び、生活習慣を身につけられるよう保育を行っています。

1. 対象学年・利用期間・保育日・保育時間

対象学年	区内在住又は在学の小学生（1年生～6年生） ※保護者及び児童の利用要件を満たしている場合に申請が出来ます。		
利用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日の1年間（単年度利用）		
保育日	月～土曜日 ※学童休業日・・・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）		
保育時間（延長保育時間）			
保育日（月～土）		保育時間（延長保育時間）	
学校登校日		下校時～午後6時15分 土曜日は下校時～午後6時	（午後6時15分～午後7時） （土曜日は午後6時～午後7時）
学校	平日	（午前8時～午前8時15分） 午前8時15分～午後6時15分	（午後6時15分～午後7時）
休業日	土曜日	（午前8時～午前8時30分） 午前8時30分～午後6時	（午後6時～午後7時）
<p>・延長保育「V.延長保育」（18頁）を参照ください。※延長保育時間のみでの利用はできません。 利用するには「学童保育クラブ延長保育時間利用申請書」を提出してください。 午後の延長保育利用の場合は保護者（中学生以上）のお迎えが必要です。</p>			

2. 学童保育料と納付方法

(1) 月額（おやつ代 2,000 円程度を含む）※月の途中で入所又は辞退した場合も日割計算は行いません。

・減額免除の要件に該当する世帯は、単年ごとの申請により学童保育料の減額・免除が受けることが出来ます。

「VI. 負担軽減、減額又は免除」（19頁）参照

・延長保育を利用する場合は、通常料金に延長保育料が追加されます。

区分	保育料/人	延長保育料/人	要件
通常	8,000 円	1,000 円	負担軽減、減額又は免除に該当しない全ての方
負担軽減 又は 減額	4,000 円	500 円	（負担軽減） ・子どもが2人以上学童保育クラブに在籍している場合の2人目以降の児童 ・弟や妹が保育所等に在籍している場合 （減額） ・就学援助受給世帯 ・区市町村民税所得割税額が1万円以下の世帯
免除	0 円	0 円	生活保護受給世帯 ・区市町村民税非課税世帯 ・区市町村民税均等割のみの課税世帯 ・子どもが3人以上いる世帯で、学童利用児童が第3子以降の場合

※保育料は利用承認通知書に記載しております。手元に届きましたら内容をご確認ください。

※そのした学童保育クラブは一日保育の場合、別途ランチ代がかかります。

(2) 納付方法

※私立学童保育クラブを利用の方は、私立学童保育クラブでの対応となります。

	内容
支払い方法	・原則口座振替での支払いとなります
口座振替 手続き	・「口座振替依頼書」（目黒区様式）を利用承認通知書に同封しますので、内容を確認後、期限内に金融機関で手続きを行ってください。 ※新規利用児童の方＝必須の手続きとなります。 ※昨年利用児童の方＝手続きが省略可能です。昨年度利用した口座より引落をいたします。
納付期限	・毎月末日です。（利用月分を同月末日に引落） （月末日が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日が引落日になります。）
保育料の 滞納	・口座より支払いが出来なかった場合、督促状兼納入済通知書にて支払いをお願いします。 ※正当な理由なく保育料を2か月以上滞納した場合は、年度途中でも退所となります。 また、次年度の申請をした場合でも、利用が承認されないことがあります。

3.利用申請受付場所等

	新規の申請の方	申請時に学童保育クラブ在籍中の方
申請場所	子育て支援部子育て支援課児童館係 (総合庁舎本館2階;目黒区上目黒2-19-15) ※学童保育クラブでは受付できません。	在籍している学童保育クラブ ※子育て支援課児童館係では受付できません。
受付時間	午前8時30分～午後5時まで 月曜日から金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)	午前10時～午後6時まで 月曜日から土曜日(日・祝日・年末年始を除く)
備考	<p>*申請時に学童保育クラブを利用していない(利用していたが退所した)児童は、新規扱いになります。</p> <p>*<u>現在学童保育クラブに在籍している児童の弟妹であっても、新規利用希望児童の申請書類は、子育て支援課児童館係に提出してください。</u> 学童保育クラブでは受付できません。</p> <p>*郵送の場合は、各受付期間の最終日の消印有効です。</p>	<p>*次年度の利用希望の学童保育クラブが、現在利用している学童保育クラブと異なる場合も、現在利用している学童保育クラブに申請してください。</p> <p>*正当な理由なく保育料を2か月以上滞納した場合は、年度途中でも退所となります。 また、次年度の申請をした場合でも、利用が承認されないことがあります。</p>
	<p>・保護者及び児童の利用要件を満たしている場合に申請が出来ます。 申請後に利用要件がなくなった場合は、速やかに子育て支援課児童館係へ連絡をお願いします。</p> <p>・申請に必要な書類に不足等がないようご注意ください。</p> <p>・申請に必要な全ての書類がそろった時点を、申請日とさせていただきます。</p> <p>・申請時に全ての書類がそろっていない場合、審査の対象になりません。</p> <p>・申請後に希望学童保育クラブを変更する場合、変更日を申請受付として扱います。</p> <p>・一人分の児童の申請書類を複数の受付場所に提出することはできません。</p>	
申請受付時期・審査結果	<p>申請受付時期 (次年度4月1日付け利用)</p> <p>一次 令和5年11月6日(月)～令和5年12月8日(金) 結果:2月末予定 発送にてお知らせ</p> <p>二次 令和5年12月11日(月)～令和6年1月31日(水) 結果:2月末予定 発送にてお知らせ</p> <p>三次 令和6年2月1日(木)～令和6年2月29日(木) 結果:3月中旬予定 発送にてお知らせ</p> <p>随時 令和6年3月1日(金)以降 結果:申請から1週間程度予定 発送にてお知らせ</p> <p>※学童保育クラブの利用をお考えの方は、一次受付での申請をお願いします。</p> <p>※申請数によっては、ご希望の学童へ入所できない場合があります。</p> <p>■受付の詳細については、「学童保育クラブ利用手続き」(6頁)参照</p> <p>■審査の詳細については、「利用の審査・決定・通知(一次～三次)」(9頁)参照</p>	
	<p>審査結果通知</p> <p>・入所の場合「学童保育事業利用承認通知」</p> <p>・待機の場合「利用調整結果」</p> <p>書面にて保護者宛て発送をいたします。手元に届きましたら内容の確認をお願いします。</p>	
保育料	<p>・基本 8,000 円/月(一人)※延長保育時間利用の場合は+1,000 円</p> <p>・軽減・減額・免除制度あり。減額、免除希望の場合は毎年、申請が必要です。</p>	
納付方法	<p>・口座振替での支払いとなります。</p> <p>・口座振替用紙は郵送いたしますので、同封内容に伴い手続きをしてください。</p> <p>・引落日は月末(利用月分を同月末日に引落)銀行休業日の場合、翌営業日に引落。</p> <p>・口座より支払いが出来なかった場合、「督促状兼納入済通知書」にて支払いをお願いします。</p> <p>「新規利用児童の方」→学童保育クラブに口座登録したことのない方は、手続きが必要となります。</p> <p>「昨年利用児童の方」→手続きの省略が可能です。昨年度利用した口座より引落をいたします。</p> <p>※私立学童保育クラブを利用の方は、私立学童保育クラブでの対応となります。</p>	
その他	<p>食物アレルギー等の対応が必要な児童</p> <p>・与薬が必要な場合、入所の学童保育クラブに改めて提出していただく書類があります。 提出書類については入所希望の学童へお問い合わせください。</p>	

4. 要件

次の要件（保護者等の状況、児童の状況）をすべて満たしている場合に申請することができます。申請する前に必ず確認してください。

※申請後、利用要件を満たさないとわかった場合は、利用承認を取り消します。

また、利用期間中に利用要件を満たさない状況が発生した場合も、退所となります。

※学童保育クラブの利用が承認された場合でも、習い事等の理由で出席日数が週2日以下、又は、4週で11日以下が2か月連続するか年間累計3か月となった場合は、学童保育クラブの要件がなくなるとみなし、退所となります。

保護者等の状況

※「保護者等」とは、父母又はそれに代わる方（現に児童を監護している方）です。

◆保護者等が就労等で、日曜日を除き「週3日以上」、又は「4週で12日以上」 学童保育クラブの開設時間内（※）において保育を必要とすること。

（※）学校登校日において午後3時から6時15分

◆正当な理由がなく「学童保育料」を2か月以上滞納していないこと。

- ・申請時、学童保育クラブに在籍し2か月以上滞納がある場合は、次年度の申請が承認されないことがあります。
- ・利用承認された場合でも2か月以上滞納した場合は、退所となります。

《保護者の就労等の内容については、以下の通り》 ※提出書類はP7を参照。

要件	内容
就労	就労時間（残業時間・通勤時間を除いて1日4時間以上）を常態とする場合
就学	就学又は技能訓練（学校教育法に定める学校、職業訓練施設におけるものに限る）の場合
疾病	入院の場合、居宅内で常時病臥の場合、又は居宅内で精神性又は感染性疾患による療養の場合
心身障害	心身に障害があり、保育が困難な場合
看護・介護付添	入院により付き添いを要する場合、又は自宅で常時看護または介護を要する場合
採用内定者	4月末日までに就職採用が内定している場合に限り、 ※申請時に採用予定証明書を提出の場合、就労後に改めて勤務証明書の提出が必要です。
その他	出産（短期） ・出産の場合は「短期利用」となります。（Ⅶ.短期利用（21頁）を参照してください。） ※原則として短期利用の場合は妊娠中及び出産を通じて14週間としそのうち出産後は8週以内。 ※多胎の時は、妊娠中及び出産後を通じて22週間としそのうち出産後は8週以内。
	災害等 ・災害等による家屋の損傷や復旧のため児童を家庭で保育することができない場合

保護者等の状況（その他）

◆求職中について

・利用要件がない為、利用要件を満たしてから申請をしてください。

ただし、申請時に学童保育クラブに在籍中で現在の就労先を退職した場合は、「求職中」（年度内の2か月を限度）として学童保育クラブの利用を継続できます。「変更届」を在籍の学童保育クラブへ提出してください。なお、2か月を過ぎても「求職中」の状況が続く場合は、利用要件がなくなる為、退所となります。就労内定又は就労後に改めて申請手続きをしてください。

◆復職、採用予定、育児休業等について

・4月末日までに復職、採用予定の場合は、4月1日から利用することができます。復職日が明記された「勤務証明書」、又は「採用予定証明書」を提出してください。

ただし、育休からの復職は、5月1日を含みますが、復職日が明記された「勤務証明書」を提出してください。

・「採用予定証明書」を提出した方は、「勤務証明書」を改めて提出してください。

・4月以降に出産（産休）の場合は、短期利用の為、利用の2週間前からの申請となります。

・5月2日以降に育休が終了し復職の場合は、復職日の2週間前から申請することができます。その際のご利用は、復職日からになります。

・利用期間中に育児休業となった場合は、利用要件がない為、育児休業開始日から、退所となります。

児童の状況

◆目黒区在住又は在学の小学校1年生から6年生の児童

◆目黒区外に住んでいて、区内の小学校に通学している児童の場合、『目黒区内在住の児童』の需要を満たした後、希望する学童保育クラブの利用児童数が受け入れ人数の上限に達していない場合に限り、選考の対象となります。

◆学童保育クラブを利用する日が「週3日以上」、又は「4週で12日以上」であること。

*例) 保護者の勤務が月・水・金の週3日で、児童の習い事が金曜日にあり、学童保育クラブを休む場合、利用要件を満たしていないことになります。

*学童保育クラブの利用が承認された場合でも、習い事等の理由で出席日数が週2日、又は、4週で11日以下が常態となった場合は、退所の対象となります。

児童の状況(障害のある児童)

2~3頁記載の利用要件の他に次の要件を満たすことが必要になります。

(1) 利用要件

- ・学童保育クラブでの集団生活を過ごすことができる児童であること。
- ・通所については、本人が自力で通所、又は保護者の責任において介助者等による通所ができること。

(2) 申請の際の必要書類

- ・学童保育事業利用申請書の裏面「児童の健康状態」の欄及び巻末の「児童の健康状態申出書」にご記入の上、提出してください。

(3) 「放課後等デイサービス」等と学童保育クラブの併用利用

- ・障害等のある児童が生活能力向上のため、療育等を継続的に受けられるよう配慮し、併用利用する場合は「週2日以上、4週8日以上」とします。その際は、「受給者証(写し)」を提出してください。

(4) 「障害のある児童」の調整指数

- ・通学区域の調整指数は、教育委員会が定める特別支援学級の通学区域に該当する小学校に通学する場合、減点はありません。

・障害のある児童の調整指数は、「特別支援学校又は学級(固定学級)に在籍している若しくは、身体障害者手帳又は愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方が対象」です。

※調整指数については「Ⅲ・2 調整指数(2)」(12頁)を参照してください。

*なお、お子さんが安全に楽しく学童保育クラブで過ごすことができるよう、保育・育成支援等を考慮するうえで、事前に職員が現在通園・通学している施設へ保育(授業)参観に伺い、日頃の活動状況を見学し、参考とさせていただきます。ご理解、ご協力をお願いします。詳しくは、子育て支援課児童館係へ直接お問合せください。

5.学童保育クラブを利用するにあたって

項目	内容
通所	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育クラブへの通所は、児童が自力で通所することが原則です。職員の付き添いは行いません。保護者のお迎えは差し支えありません。 ・<u>夕方の延長保育による児童の帰宅の際は、必ず保護者(中学生以上)等のお迎えが必要です。</u> ・学童保育クラブから家庭へ帰宅する際は、子どもたちの安全を考慮し、なるべく同じ方向の児童でまわって帰宅するよう指導しています。ただし、曜日や時間帯によって、児童ごとに帰宅時間が異なるため、一人で帰宅となる場合もあります。 ・早帰りの送り出し時間設定は、原則15分単位としています。 ・そのした学童保育クラブについては、全児童が全ての降所時間において、お迎えになります。また、一日保育の場合は、送り迎えが必要になります。
利用中のケガ	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育クラブ利用中のケガ等については、健康保険証と子ども医療証を提示して医療機関を受診してください。(※目黒区は高校3年生まで医療費が原則無料です)
利用中の中抜け等	<ul style="list-style-type: none"> ・下校後は、まっすぐ学童保育クラブに登所します。 ・<u>ランドセルひろばの利用や出張児童館、習い事に寄ってからの登所はできません。学童保育クラブをお休みしての利用は可能です。</u> ・原則学童保育クラブ利用中に一旦外出して、もう一度戻ることはできません。
休所	<ul style="list-style-type: none"> ・原則休所はできません。 ・利用日数に関わらず、在籍している場合は、月額保育料がかかります。 ・お子様が入院された場合や一時的に海外に行く場合など、やむを得ずお子様が学童保育クラブに来られない場合は、子育て支援課児童館係にご相談ください。
変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、勤務先、家族構成等の変更があった場合は、「変更届」を在籍する学童保育クラブへ提出してください。
辞退届	<ul style="list-style-type: none"> ・引っ越しや利用要件がなくなった等の事情により、学童保育クラブを辞める場合は、「辞退届」を在籍の学童保育クラブ又は児童館係へ提出してください。 ・辞退届が提出されない限り、在籍となり、月額保育料がかかります。 ・学童保育クラブを辞める月の前月までに提出してください。
延長申請	<p>「Ⅴ.延長保育」18頁を参照ください。</p>
その他	<p>学童保育クラブによっては、別途提出していただく書類等があります。</p>

II.学童保育クラブ利用手続き

学童保育クラブの利用期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間(単年度)です。

※現在、学童保育クラブを利用している児童も、年度毎に申請が必要です。

1.利用申請配布

	内容
配布物	本書「令和6年度目黒区学童保育クラブ利用申請のご案内・申請書」 ・申請書類一式は本書の巻末に綴じ込んであります。申請の際は取り外してご利用ください。
配布時期	令和5年11月1日(水)から
配布場所	・子育て支援課児童館系の窓口(総合庁舎2階、月～金曜日) ・各児童館及び学童保育クラブ(日曜日・祝日・年末年始12月29日～1月3日を除く。) ・目黒区ホームページよりダウンロードが可能。 【トップページ⇒申請書ダウンロード⇒子育て・保育に関する申請書⇒学童保育クラブに関する申請書】

2.利用申請受付期間・場所・時間

(1)4月1日からの学童保育クラブ利用申請

一次申請から三次申請の受付期間 (※同じ申請期間内であれば、日付による優先はありません)

申請	受付期間等	送付予定
一次	令和5年11月6日(月)～令和5年12月8日(金) ・一次申請期間で申請数が受け入れ人数(上限数)を超える学童保育クラブもあります。	令和6年 2月末
二次	令和5年12月11日(月)～令和6年1月31日(水) ・一次申請受付期間に申請された児童の利用が決定後審査決定をいたします。利用希望の学童保育クラブに空きがない場合は待機となります。	
三次	令和6年2月1日(木)～令和6年2月29日(木) ・一次、二次申請受付期間に申請された児童の利用が決定後、審査決定いたします。利用希望の学童保育クラブに空きがない場合は待機となります。	令和6年 3月中旬
随時	令和6年3月1日以降の利用申請 ・利用希望の学童保育クラブの空き状況に応じて、受付日順に審査・決定します。 利用希望の学童保育クラブに空きがない場合は待機となります。 ・令和6年4月1日以降に申請する場合は「利用希望日の2週間前」からの受付となります。	随時

- ・申請数が受け入れ人数(上限数)を超えた場合は、利用基準指数の高い方から利用決定をします。
- ・審査方法については「5.利用の審査・決定・通知(一次～三次)」(9頁)を参照してください。
- ・利用基準指数の詳細は「Ⅲ.目黒区学童保育クラブ利用基準(利用基準指数)」(10～13頁)参照してください。
- ・申請結果は「学童保育利用承認通知書」又は「利用調整結果」を申請住所に郵送にてお知らせいたします。
なお、私立学童保育クラブ(そらのした、こどもの森)については、私立学童保育クラブから、お知らせいたします。
- ・令和6年4月以降の利用申請の場合、施設状況により「待機」の場合があります。なお、入所対象となった場合、受け入れ準備等により利用申請受付から入所まで、おおよそ1週間程度掛かります。

3.審査結果受理後の辞退・取下げ

(辞退)「学童保育事業利用承認通知書」を受理した方

- ・利用日前に入所を取りやめる場合「学童保育事業利用承認通知書」「辞退届」を提出
- ・利用日以降に入所を取りやめる場合「辞退届」を提出

子育て支援課児童館係へ提出してください。※「辞退届」は目黒区ホームページからダウンロードできます

(取下げ)「利用調整結果について」を受理した方

- ・子育て支援課児童館係までご連絡ください。

4.申請に必要な書類

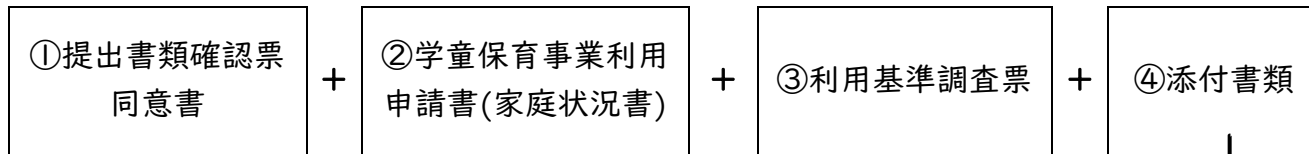
本書「令和6年度目黒区学童保育クラブ利用申請のご案内・申請書」の巻末に添付しています。

申請の際は取り外してご利用ください。

なお、提出書類の申請内容は利用開始日の内容をご記入ください。

申請書類は、目黒区ホームページからもダウンロードが可能です。

【トップページ⇒申請書ダウンロード⇒子育て・保育に関する申請書⇒学童保育クラブに関する申請書】



④添付書類

下記一覧表をご確認の上、必要書類を提出してください。保護者の方それぞれにつき提出が必要です。

なお、世帯の状況により提出して頂く書類があります。12頁（世帯の状況等）も併せてご確認ください。

保護者の状況		④添付書類 (●必ず提出 △該当者のみ提出)	備考
1 就労	会社員・公務員など 雇用契約をしている 場合	●勤務証明書 ※1 △直近4週間の 勤務実績表 ※2	雇用者による証明 不規則勤務・ローテーション勤務者のみ
	自営の場合 ・親族経営の事業所と雇用 契約をしている場合	●勤務証明書 ※1 △直近4週間の 勤務実績表 ※2	(事業主) 自書してください。 (協力者) 事業主による証明 ・不規則勤務・ローテーション勤務、 ・協力者で確定申告書・源泉徴収票がない場合
	・会社経営・自営業の場合 (事業主・協力者) ※第三者から就労の証明が とれない場合を含む	●令和4年度 「確定申告書」または、 「源泉徴収票」の写し ※申請時に在籍の方も 提出が必要	確定申告等が提出できない場合 営業の事実が確認できる書類 ・開業届・営業許可証等の証明書;いずれか1部 (証明書類が提出できない場合; ホームページの写し・チラシ・パンフレット等; いずれか2種類)
2 就学または技能訓練中		●申出書 ※3 ●在学証明書など ●時間割表	就学、技能訓練中により保育を必要とする状況を記載する。 在学期間の記載のあるもの (氏名・在学期間の記載された学生証の写しなどで代える ことができる) 授業のカリキュラム表など
3 疾病	入院	●申出書 ※3 ●診断書	入院により保育を必要とする状況を記載する。 入院期間の記載のあるもの
	居宅内療養	●申出書 ※3 ●診断書	疾病により保育を必要とする状況を記載する。 疾病により保育を必要とする旨の記載及び療養期間の記 載のあるもの
4 障害		●申出書 ※3 ●障害者手帳の写し	障害により保育を必要とする状況を記載する。 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳(期 間の記載のあるもの)等
5 看護・介護・付き添い		●申出書 ※3 ●診断書	看護により保育を必要とする状況を記載する。 看護・介護対象者の診断書など(介護保険認定書等看護 期間の記載があり、病状等が分かるもの)

6 採用内定者	●申出書 ※3	保育を必要とする状況を記載する。	
	●採用予定証明書	後日、勤務証明書を提出する。	
7 その他	出産(短期利用)	●申出書 ※3	出産により保育を必要とする状況を記載する。
		●母子手帳の写し	母の氏名および、分娩予定日の記載のあるもの
	その他	●申出書 ※3	保育を必要とする状況を記載する。
		△公的機関等による証明	保育を必要とする状況が確認できるもの

児童の状況	添付書類	備考
障害のある児童	●児童の健康状態申出書	心身に特別な配慮を必要とする場合に提出する。
	△障害者手帳の写し	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳(期間の記載のあるもの)等
	※医療的ケアが必要なお子様については、別途必要書類がございます。子育て支援課児童館係にご相談ください。	

必要書類

- ・就労等の状況を把握するため、必要に応じて上記の添付書類のほかに提出していただく場合があります。
- ・巻末に勤務証明書(2部)、「直近4週間の実績表」(1部)、申出書(1部)を綴じ込んであります。足りない場合は、コピーしてご使用ください。
- ・きょうだいで申請される場合、勤務証明書等の添付書類については、原本1部とし、2人目以降の児童はコピーの提出が可能です。
- ・申請後に、利用要件を満たさないことがわかった場合は、利用要件を取消します。

※1 勤務証明書(発行から3ヵ月以内有効)

- ・原則として目黒区学童保育クラブの申請様式を使用してください。申請様式の記載内容を満たしていれば、その他の様式(勤務先の様式、保育園申請用のコピー等)でも申請は可能です。ただし、追加の確認をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

※2 直近4週間の勤務実績表等について(該当者のみ提出)

- ・原則として、雇用主により作成されたシフト表、ローテーション表等を提出してください。
- ・雇用主がシフト表、ローテーション表等を作成していない場合は、巻末の「直近4週間の実績表」に勤務状況をご記入の上、提出してください。

※3 申出書(該当者のみ提出)

- ・保護者の状況のうち、就学、疾病、障害、看護・介護・付き添い、出産、採用内定等の状況により申請される場合は、「保育を必要とする状況」について申出書に具体的に記入の上、提出してください。

例)「〇〇により保育ができない為、保育を必要とする」と記載してください。

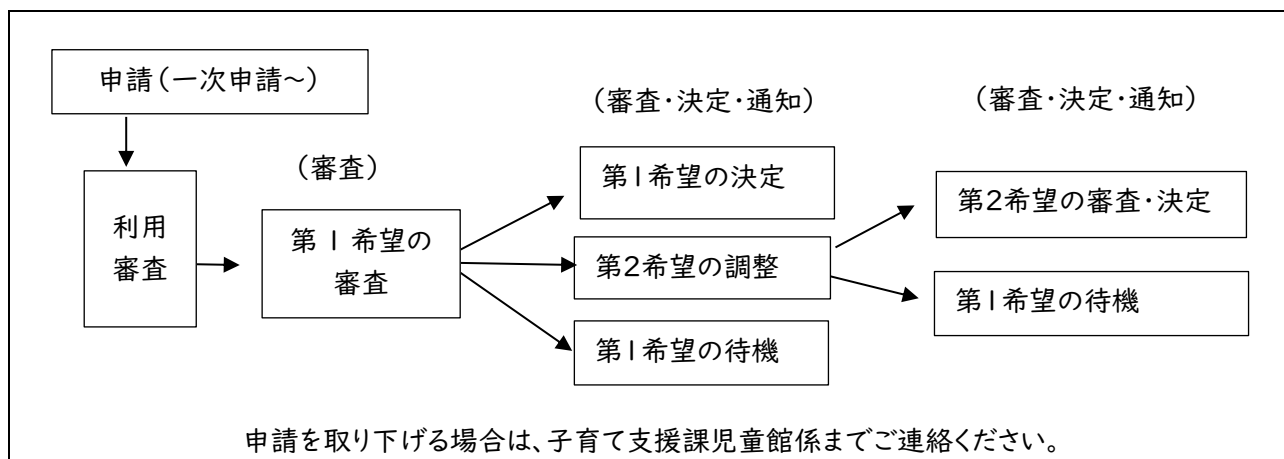
- ・その他申し出る事項がある場合に、内容を具体的にご記入ください。

5. 利用の審査・決定・通知（一次～三次）

学童保育クラブの利用希望者が、受入人数（上限数）を上回った場合は、利用基準指数の高い方から利用決定を行います。利用基準指数は、「基準指数」と「調整指数」を合計したポイントです。「Ⅲ目黒区学童保育クラブ利用基準（利用基準指数）」（10～13頁）参照

審査・決定	◆申請数が第1希望の学童保育クラブ受入人数以内の場合 ・要件のある申請者全員の利用を承認します。	
	◆申請数が第1希望の学童保育クラブ受入人数を上回った場合 ・利用基準指数を基に審査を行います。 ・一次申請と二次申請以降との審査方法に違いがあります。	
	申請受付	内容
	一次	<u>1年生～3年生、障害のある児童（※）を審査・決定後、4年生～6年生の審査・決定を行います。</u> ※「(2)障害のある児童(12頁)」に該当する障害のある児童が対象です。
	二次	一次申請承認後空きがある学童保育クラブに対し、 <u>1年生～6年生の審査・決定</u> を行います。
三次	二次申請承認後空きがある学童保育クラブに対し、 <u>1年生～6年生の審査・決定</u> を行います。	
<ul style="list-style-type: none"> ・第1希望の学童保育クラブに入れなかった場合・・・「学童保育事業利用申請書」の【利用を希望する学童保育クラブ】欄の記載に沿って調整します。 ・第2希望の学童保育クラブ利用が承認された場合・・・第1希望の待機はできません。 		
待機	<ul style="list-style-type: none"> ・第1希望も第2希望も利用できない場合は、第1希望の待機となります。 ・選択した学童保育クラブに空きが生じた場合、待機順上位の方から子育て支援課児童館係から連絡いたします。 	
通知	利用決定	利用が決定した方には「学童保育事業利用承認通知書」を自宅へ郵送いたします。
	待機	第1希望の待機になった方には「利用調整結果について」を自宅へ郵送いたします。
※通知が届きましたら内容をご確認ください。		

申請から審査、通知までの流れ



Ⅲ. 目黒区学童保育クラブ利用基準(利用基準指数)

・学童保育クラブの利用希望者が、受入人数(上限数)を上回った場合には、利用基準指数の高い方から利用決定をします。なお、一次申請と二次申請以降の審査方法が違います。(審査方法等は9頁参照)

・利用基準指数とは、1.基準指数と 2.調整指数を合計したポイントです。

1.基準指数(保護者等の状況)

基準指数については、保護者等のうち、ポイントが異なった場合は、指数の低い方のポイントを適用します。

「保護者等」とは、父・母又はそれに代わる方(現に監護している方)が該当します。

例:基準指数が父親10ポイント、母親8ポイントの場合、8ポイントを適用します。

保護者等の状況		勤務日数 (日曜日を除く)	勤務終了時間 ※	基準 指数
就 労	会社員・公務員など雇用契約をしている場合	週5日以上	午後5時以降に勤務等終了	10
			午後4時から午後5時前に勤務等終了	9
			午後3時から午後4時前に勤務等終了	8
	自営の場合 ・親族経営の事業所と雇用契約をしている場合 ・会社経営・自営業の場合(事業主) (第三者から就労の証明がとれない場合を含む)	週4日	午後5時以降に勤務終了	9
			午後4時から午後5時前に勤務等終了	8
			午後3時から午後4時前に勤務等終了	7
		週3日	午後5時以降に勤務等終了	8
			午後4時から午後5時前に勤務等終了	7
			午後3時から午後4時前に勤務等終了	6
	・会社経営・自営業の場合 (協力者) *事業中心者の補助的作業に従事し、給与が発生していない方。	週5日以上	午後5時以降に勤務等終了	9
			午後4時から午後5時前に勤務等終了	8
			午後3時から午後4時前に勤務等終了	7
週4日		午後5時以降に勤務等終了	8	
		午後4時から午後5時前に勤務等終了	7	
		午後3時から午後4時前に勤務等終了	6	
週3日		午後5時以降に勤務等終了	7	
		午後4時から午後5時前に勤務等終了	6	
		午後3時から午後4時前に勤務等終了	5	

※勤務地から自宅までの片道の所要時間を含みます。

※勤務時間が1日4時間未満の場合は、就労要件に該当しません。

保護者等の状況	詳細		基準指数
就学又は技能訓練中	就労のための技能取得等 *就労のために就学等していることを指します。この場合、在学証明書・カリキュラム票等の提出が必要です。		就労に準ずる
疾病 ※1	入院(入院期間中) *入院とは、現に入院しているか、医師の指示により概ね1か月以上入院することがすでに決定している場合です。その他、緊急を要する場合は、ご相談ください。		10
	居宅内療養	常時病臥(自宅安静等を含む)、精神性疾患又は感染症	9
		通院	6
障害	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度		10
	身体障害者手帳3・4級 精神障害者保健福祉手帳3級、愛の手帳4度		8
看護・介護付添い ※1	1か月以上の入院患者等の看護		7
	1か月以上の通院等の付添い		6
	1か月以上の自宅療養者の看護または介護		5
採用内定者	<ul style="list-style-type: none"> ・4月末日までの採用が内定している方で、「勤務証明書」「採用予定証明書」の勤務内容が申請時に未確定な場合は、右の基準指数になります。 ・「勤務証明書」「採用予定証明書」に勤務日数や勤務時間等が明確に示されている場合は、それをもとに基準指数を割り出します。 ・現在、就労先の退職により「求職中」で学童を利用中(年度内の2か月を限度)で次年度申請をする場合、「申出書」の提出により右の基準指数となります。同申請期間に、就職が決まり勤務証明書を提出した場合は、基準指数を新たに算出します。ただし、2か月が過ぎても就職中の状況が変わらない場合は、退所となり、<u>申請した次年度利用申請は、利用要件を満たさないため無効となります。</u> 		5
その他	出産	原則として労働基準法に定める産前産後の休暇期間(日数) *出産とは、出産に要する期間を指し、出産後に取得する育児休業期間を含みません。なお、保護者が育児休業を取得された場合は、利用要件に該当しないため、退所となります。	特例
	災害等	災害等による家屋の損傷や復旧のため児童を家庭で保育することができない場合	特例

※1 通院・看護・介護・付添いの場合、午後3時から午後6時15分の時間帯に保育を必要とすると認められれば、時間にかかわらず記載されている指数となります。

2.調整指数(児童本人及び世帯の状況による)

(1) 学年

1年生	+4
2年生	+2
3年生	+1
4年生以上	0

(2) 障害のある児童

特別支援学校又は特別支援学級(固定学級)に在籍している児童 又は身体障害者手帳又は愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している児童	+3
--	----

(3) 世帯の状況等

ひとり親世帯又は両親不在 ・「ひとり親世帯」とは、別居して既に生計を異にしている世帯を含みますが、どちらかの親が単に単身赴任のため同居していない場合を含みません。 ・「両親不在」とは、当該児童が両親と生活を共にしておらず、親以外の保護者養育されている状態を指します。 ※公募により確認することに同意する場合は学童保育事業利用申請書の□に✓してください。 ✓のない場合は、戸籍謄本の写し(離婚調停中の場合は、事件係属証明書等)の提出が必要です。	+3
単身赴任 勤務証明書に勤務地、赴任期間の記載が必要です。	+2
通年で、毎月長期出張(1か月15日以上)がある場合 直近1年間の実績表(毎月の長期出張が確認できるもの)が必要です。	+1
就労等していない在宅の同居親族 利用期間において、自立した日常生活が可能な65歳未満の祖父母がいる 勤務先等就労状況や健康状態等の証明書類を提出すれば、調整指数のマイナスの対象にはなりません。	-2
就労等していない親族 利用期間において、自立した日常生活が可能な65歳未満の祖父母が同一敷地内または自宅周辺にいる ・同一敷地内とは、「同じ住所地」又は「同一の集合住宅内」にそれぞれ居住する場合。 ・自宅周辺とは、地図上で半径200メートルの範囲。 ・勤務先等就労状況や健康状態等の証明書類を提出すれば、調整指数のマイナスの対象にはなりません。	-1

(4) 区立小学校通学区域と希望する学童保育クラブの関係

教育委員会が定めた区立小学校の通学区域(調整区域を含む)に対応する学童保育クラブ以外を希望する場合 *児童が現在住んでいる住所の学童保育クラブ区域外の学童保育クラブ(「IV.学童保育クラブ一覧」(14-16頁)を参照してください。)を希望する場合は、右記のとおり調整します。	-1
---	----

(5) 児童の出席状況

児童が習い事等により、保育を必要とする日に定期的な欠席や早退をする場合、以下のような調整の対象になります。

(※定期的とは、各月 4 週の内、曜日に関係なく毎週 1 日以上を習い事等により欠席・早退する場合を指します。)

- ・在籍児童については、前年度(令和5年度)の利用実績(出席状況)も確認します。
- ・新規利用児童については、令和6年度の保育の必要な日、帰宅予定時刻などの利用予定(「学童保育事業利用申請書」裏面)を確認します。

欠席	週 5 日の保育が必要だが、習い事等で週 3 日の出席 又は 週 6 日の保育が必要だが、習い事等で週 4 日の出席	-2
	週 4 日の保育が必要だが、習い事等で週 3 日の出席 又は 週 5 日の保育が必要だが、習い事等で週 4 日の出席 又は 週 6 日の保育が必要だが、習い事等で週 5 日の出席	-1
早退	定期的な習い事等で午後 4 時まで(午後 4 時を含む)に早帰りすることが週 1 回以上ある *1 週間の合計を加算しますので、週の中で、2 日ある場合は、 $-0.5 \times 2 \text{ 日} = -1 \text{ ポイント}$ となります。	-0.5

※学童保育クラブの開設時間は、学校登校日において午後 3 時から 6 時 15 分の時間帯をいうため、午後 3 時前(3 時を含まない)の早退については、欠席扱いとなります。

3. 利用基準指数が同ポイントの場合の判定方法

利用基準指数(基準指数と調整指数を合計したポイント)が同じポイントとなって、判定ができなかった場合は、以下の判定要件によって利用児童の順位を決定します。

判定順位	要件
1	希望学童保育クラブが、居住する学校区域の学童保育クラブである児童
2	両親不在家庭・ひとり親家庭に属する児童
3	低学年の児童
4	保護者の就労日における出席率が高い児童(学童保育クラブ在籍児童のみ)※
5	複数の保護者等の利用基準指数(基準指数と調整指数の合計)を加算し、算出されたポイントが高い児童
6	適用された保護者等の基準指数(調整指数を加えない指数)が高い児童
7	複数の保護者等の基準指数(調整指数を加えない指数)の合計が高い児童
8	同居の親族がいない児童
9	在宅の親族が同一敷地内にいない児童
10	低年齢の弟妹がいる児童 (弟妹の有無で順位が決まらない場合は、以下の順で判定します) ①就学前の弟妹の人数が多い児童 ②小学生以下の兄弟姉妹の人数の多い児童 ③弟妹のうち、一番年下の児童の年齢
*上記でも順位に差が出ず判定ができない場合は、抽選で決定をします。	

※例年の出席率算出方法

- ・保護者等の就労日が週 3 日の場合で、その児童が週 3 日の出席であれば 100%で、出席率(令和5年度利用実績)を算出します。

Ⅳ. 学童保育クラブ一覧(47施設)

タイムシェアでの保育運営の学童保育クラブ(※①)利用は、原則当該小学校の児童が対象です。

名称	区立小学校域	学童保育クラブ区域	受入上限数	住所	電話番号	運営
駒場小学校内 学童保育クラブ ※①	駒場 小学校	駒場1丁目・駒場2丁目 駒場3丁目・駒場4丁目 大橋2丁目(17~21番) (調整区域)大橋2丁目1番~2番、5~10番	30	駒場3-11-13 (駒場小学校内)	3467- 2801	公設 民営
愛隣会 学童保育クラブ			70	大橋2-19-1	3465- 9336	民設 民営
(仮称)東山小学校内 学童保育クラブ	東山 小学校	東山1丁目(1~2番、10~15番、22~25番、 30~35番) 東山2丁目・東山3丁目 大橋2丁目(24番) 上目黒5丁目(1~4番、13~17番、20~25番、 31~33番)	30	東山2-24-25 (東山小学校に併設)	開設 準備中	公設 民営
東山児童館第 学童保育クラブ ※3			70	東山3-24-2 (東山児童館に併設)	3791- 4614	公設 公営
東山児童館第二 学童保育クラブ ※3			70		5721- 3370	
東山児童館第三 学童保育クラブ ※3			60		3711- 8621	
菅刈小学校内 学童保育クラブ ※①	菅刈 小学校	青葉台1丁目(1~21番、24~29番) 青葉台2丁目・青葉台3丁目・青葉台4丁目 大橋1丁目・大橋2丁目(1~16番、22~23番) 上目黒1丁目(1番、6~15番) (調整区域)大橋2丁目24番	30	青葉台3-3-26 (菅刈小学校内)	3461- 6151	公設 民営
菅刈 学童保育クラブ			62	青葉台2-10-18 (東山児童館菅刈分 室・菅刈住区センター に併設)	3461- 7275	公設 民営
烏森住区センター児童館 学童保育クラブ	烏森 小学校	青葉台1丁目(22~23番、30番) 東山1丁目(3番~9番、16~21番、26~29番) 上目黒1丁目(16~22番) 上目黒2丁目(46~49番) 上目黒3丁目(1~3番、6~44番) 上目黒5丁目(5~12番、18~19番、26~30番)	60	上目黒3-37-24 (烏森小学校敷地内)	3719- 3942	公設 民営
烏森住区センター児童館第二 学童保育クラブ			30	上目黒5-18-9	3760- 2781	
中目黒小学校内 学童保育クラブ ※①	中目黒 小学校	上目黒1丁目(2~5番、23~26番) 上目黒2丁目(1~45番) 上目黒3丁目(4~5番) 中目黒1丁目・中目黒2丁目・中目黒3丁目 中目黒4丁目(1~6番、11~16番) 中目黒5丁目(1~7番、22~23番)	30	中目黒3-13-32 (中目黒小学校内)	3760- 1225	公設 民営
中目黒住区センター児童館 学童保育クラブ ※1			110	中目黒2-10-13 (中目黒住区センター 児童館に併設)	5721- 8579	公設 公営
不動児童館 学童保育クラブ ※1	不動 小学校	下目黒4丁目・下目黒5丁目・下目黒6丁目 目黒本町1丁目	140	下目黒6-11-35 (不動小学校内)	3714- 4177	公設 民営
下目黒小学校内 学童保育クラブ ※①	下目黒 小学校	目黒2丁目(4~12番) 目黒3丁目(4~21番) 下目黒1丁目・下目黒2丁目・下目黒3丁目	30	目黒2-7-9 (下目黒小学校内)	3491- 1050	公設 民営
目黒区民センター児童館 学童保育クラブ ※1			104	目黒2-4-36 (区民センター児童館 に併設)	3711- 1136	公設 公営
田道小学校内 学童保育クラブ ※2	田道 小学校	中目黒4丁目(7~10番) 三田1丁目・三田2丁目 目黒1丁目・目黒2丁目(1~3番、13~15番) 目黒3丁目(1~3番) (調整区域)中目黒2丁目2番	84	目黒1-15-28 (目黒区民センター児 童館田道小学校内分 室内)	3711- 8603	公設 民営
三田 学童保育クラブ			15	三田2-10-33 (田道住区センター三 田分室内)	3792- 6221	公設 民営
油面小学校内 学童保育クラブ ※2	油面 小学校	目黒4丁目 中町1丁目・中町2丁目(1~44番) 中目黒5丁目(8~21番)	50	中町1-5-4 (油面小学校内)	3710- 8360	公設 民営
油面住区センター児童館 学童保育クラブ			60	中町1-6-23 (油面住区センター児 童館に併設)	3713- 1636	公設 公営

名称	区立小学校域	学童保育クラブ区域	受入上限数	住所	電話番号	運営
上目黒小学校内 学童保育クラブ ※①	上目黒 小学校	上目黒4丁目 中目黒5丁目(24番~28番) 五本木1丁目	30	五本木 1-12-13 (上目黒小学校内)	3710- 7501	公設 民営
上目黒住区センター児童館 学童保育クラブ		祐天寺1丁目・祐天寺2丁目	70	祐天寺 2-6-6 (上目黒住区センター 児童館に併設)	3793- 1104	公設 公営
五本木小学校内 学童保育クラブ ※①	五本木 小学校	中町2丁目(45~50番) 五本木2丁目・五本木3丁目	30	五本木 2-24-3 (五本木小学校内)	3792- 0335	公設 民営
五本木住区センター児童館 学童保育クラブ		中央町2丁目	60	中央町 2-17-2 (五本木住区センター 児童館に併設)	3792- 9144	公設 公営
鷹番小学校内 学童保育クラブ ※①	鷹番 小学校	中央町1丁目 碑文谷6丁目 鷹番1丁目・鷹番2丁目・鷹番3丁目 (調整区域)碑文谷5丁目	30	中央町 1-20-26 (鷹番小学校内)	3710- 7781	公設 民営
鷹番 学童保育クラブ			70	碑文谷 6-2-23 (五本木住区センター 児童館鷹番分室内)	5721- 3390	公設 民営
中央町児童館 学童保育クラブ			60	中央町 2-32-5 (中央町児童館に併 設)	3714- 6302	公設 民営
月光原小学校内 学童保育クラブ ※①	月光原 小学校	目黒本町2丁目(1~16番) 目黒本町3丁目(1番、8~20番) 目黒本町4丁目	30	目黒本町 4-15-3 (月光原小学校内)	3712- 8935	公設 民営
目黒本町 学童保育クラブ		目黒本町5丁目(16~17番、31~33番) 目黒本町6丁目(1~2番、12番)	64	目黒本町 2-1-20 (向原住区センター 児童館目黒本町分室 内・南部地区センター に併設)	3792- 6328	公設 民営
向原小学校内 学童保育クラブ	向原 小学校	目黒本町3丁目(2~7番) 目黒本町5丁目(1~15番、18~30番)	40	目黒本町 6-7-15 (向原小学校内)	5722- 2480	公設 民営
向原住区センター児童館 学童保育クラブ		目黒本町6丁目(3~11番、13~17番) 原町1丁目	60	目黒本町 5-22-11 (向原住区センター 児童館に併設)	3794- 5842	公設 公営
原町小学校内 学童保育クラブ	原町 小学校	原町2丁目 洗足1丁目・洗足2丁目	45	原町 2-18-12 (原町小学校内)	3712- 0281	公設 民営
原町住区センター児童館 学童保育クラブ		南1丁目	60	南 1-8-9 (原町住区センター 児童館に併設)	3725- 2070	公設 公営
碑小学校内 学童保育クラブ ※①	碑 小学校	目黒本町2丁目(17~28番) 目黒本町6丁目(18~24番)	30	碑文谷 1-18-2	3792- 6200	公設 民営
碑住区センター児童館 学童保育クラブ ※1		碑文谷1丁目・碑文谷2丁目 (調整区域)目黒本町4丁目19番	120	碑文谷 2-16-6 (碑住区センター 児童館に併設)	3711- 3531	公設 民営
南学童保育クラブ	大岡山 小学校	南2丁目・南3丁目 碑文谷3丁目・碑文谷4丁目	45	南 2-8-10	5729- 3905	民設 民営
平町児童館 学童保育クラブ		平町1丁目・平町2丁目(1~14番、17~18番) 大岡山1丁目(1~28番、32番) (調整区域)柿の木坂1丁目(4~7番)	70	平町 1-5-3 (平町児童館に併設)	3723- 3751	公設 民営
大岡山 学童保育クラブ		(調整区域)碑文谷5丁目	50	平町 2-4-10 (平町老人いこいの 家に併設)	3723- 8679	公設 民営

名称	区立小学校域	学童保育クラブ区域	受入上限数	住所	電話番号	運営
中根小学校内 学童保育クラブ ※1	中根 小学校	平町2丁目(15番~16番、19~23番) 大岡山1丁目(29~31番、33~37番) 大岡山2丁目 緑が丘1丁目・緑が丘3丁目 中根2丁目	80	緑が丘 1-1-1 (緑が丘児童館中根 小学校内分室内)	3724- 9430	公設 民営
緑が丘児童館 学童保育クラブ ※3	緑ヶ丘 小学校	緑が丘2丁目 自由が丘1丁目(1~19番、24~31番) 自由が丘2丁目(8~19番) 自由が丘3丁目(5~12番)	64	緑が丘 2-7-20 (緑が丘児童館に併 設)	3718- 1183	公設 公営
八雲小学校内 学童保育クラブ ※①	八雲 小学校	中根1丁目(1~22番) 柿の木坂1丁目(1~3番、8~33番) 八雲1丁目・八雲2丁目 (調整区域)柿の木坂1丁目4~7番	30	八雲 2-5-1 (八雲小学校内)	3718- 2021	公設 民営
八雲住区センター児童館 学童保育クラブ			60	八雲 1-10-5 (八雲住区センター児 童館に併設)	3725- 9454	公設 公営
宮前小学校内 学童保育クラブ	宮前 小学校	自由が丘1丁目(20~23番) 自由が丘2丁目(1~7番、20~23番) 自由が丘3丁目(1~4番、13~18番) 中根1丁目(23~25番) 八雲3丁目	60	八雲 3-13-21 (八雲住区センター児 童館宮前小学校内分 室内)	3723- 5010	公設 民営
東が丘 学童保育クラブ	東根 小学校	柿の木坂2丁目・柿の木坂3丁目 八雲4丁目、八雲5丁目 東が丘1丁目・東が丘2丁目	46	東が丘 1-1-1	3422- 6902	民設 民営
東根 学童保育クラブ			46	東が丘 1-20-1 (東根小学校内)	5486- 8300	公設 民営
東根住区センター 学童保育クラブ			40	東が丘 1-7-14 (東根住区センターに 併設)	3487- 8050	公設 民営
そらのした 学童保育クラブ	・私立学童保育クラブのため、学童保育クラブ区域はありません。お問い合わせは、そらのした学童保育クラブまで		40	五本木 2-20-20 (しいのき保育園に併設)	070- 7530- 8398	私立
こどもの森児童館 学童保育クラブ	・私立学童保育クラブのため、学童保育クラブ区域はありません。お問い合わせは、こどもの森学童保育クラブまで		40	目黒本町 1-16-17 (こどもの森児童館に 併設)	6303- 2040	私立

※①、タイムシェアでの保育運営の学童保育クラブ。原則当該小学校の児童が対象

※1、2クラス運営を実施。クラス分けの問合せ先は各学童保育クラブまで。

※2、令和6年度から運営委託を実施予定。

※3、令和7年度から8年度にかけて運営委託を実施予定。(詳しくは目黒区のHPで「区立児童館及び学童保育クラブ民営計画」参照)

◆区立小学校通学区域と希望する学童保育の関係

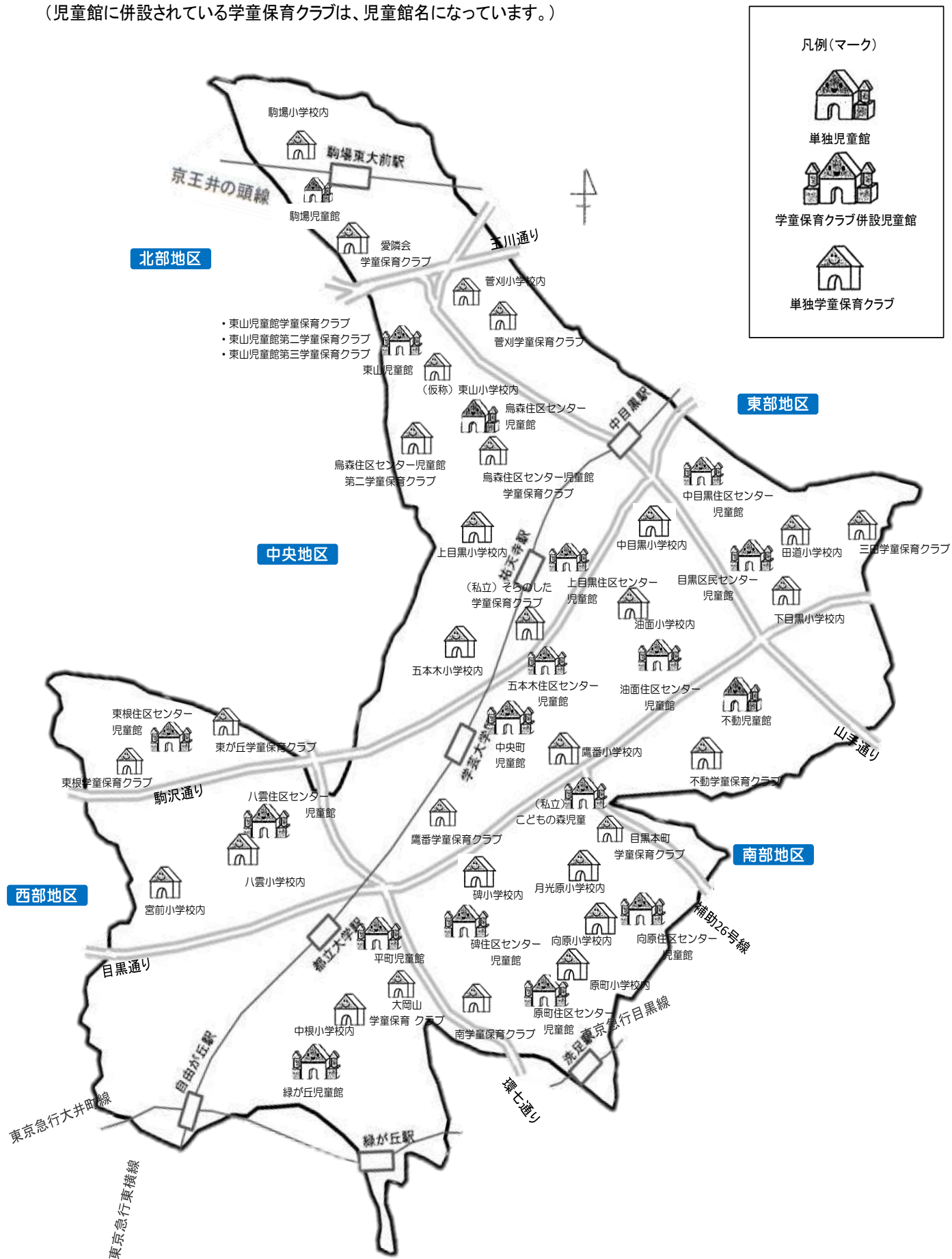
- ・学童保育クラブは、原則として「区立小学校域」内にお住まいであれば、調整指数の減点はなく、ご希望の学童保育クラブをお選びいただけます。
- ・小学校域以外にお住まいの児童については、調整指数を1点減点し、小学校域内にお住まいの児童と同時に審査・決定します。

◆「タイムシェア」の学童保育クラブ※①

- ・駒場小・菅刈小・中目黒小・下目黒小・上目黒小・五本木小・鷹番小・月光原小・碑小・八雲小学校内の学童保育クラブは、原則当該小学校の児童が対象です。
- ・上記10か所の小学校で放課後等の時間帯における特別活動室等を、育成室として一時的に利用(タイムシェア)しており、固定の保育スペースがなく、他の区立小学校や私立小学校等の1日保育の需要等の(開校記念日や入試期間などイレギュラーな休校等)対応ができません。

児童館・学童保育クラブマップ

(児童館に併設されている学童保育クラブは、児童館名になっています。)



V. 延長保育

保育時間の延長を希望する場合は、「学童保育クラブ延長保育時間利用申請書」を利用月の前月末までにご提出ください。申請書類は、目黒区ホームページからもダウンロードが可能です。

【トップページ⇒申請書ダウンロード⇒子育て・保育に関する申請書⇒学童保育クラブに関する申請書】

1. 対象学年・延長保育時間（全学童保育クラブで実施）

対象学年 区内在住又は在学の小学生（1年生～6年生）

保育時間（延長保育時間）

運営日（月～土）		保育時間（延長保育時間）		
学校登校日			下校時～午後6時15分 土曜日は下校～午後6時	（午後6時15分～午後7時） （土曜日は午後6時～午後7時）
学校	平日	（午前8時～午前8時15分）	午前8時15分～午後6時15分	（午後6時15分～午後7時）
休業日	土曜日	（午前8時～午前8時30分）	午前8時30分～午後6時	（午後6時～午後7時）

2. 申請方法（利用開始・停止）・利用方法

- ・朝の延長保育（学校休業日に限る）及び夕方の延長保育を利用することができます。
- ・利用する具体的な日時については、入所する学童保育クラブにお申し出ください。
- ・希望する月の前月末までに申請がないと、利用開始・停止はできません。
- ・夕方の延長保育による児童の帰宅の際は、必ず保護者（中学生以上）等のお迎えが必要です。
- ・延長保育のみの利用はできません。

項目	内容
申請期日	開始、停止を希望する月の前月末日まで
提出書類	学童保育クラブ延長保育時間利用申請書
提出先	在籍の学童保育クラブ又は子育て支援課児童館係
利用開始の連絡	子育て支援課児童館係から通知を送付します。内容の確認をお願いします。

3. 延長保育料

- ・延長保育料は、学童保育料と合算して原則口座振替によりお支払いいただきます。
- ・保育料及び延長保育料は利用日数に関わらず、月額^の保育料がかかります。月の途中で入所、辞退及び延長利用をしなくなった場合でも日割計算は行いません。
- ・学童保育料の軽減、減額又は免除が適用されている世帯は、延長保育料にも適用されます。

	保育料	延長保育料	条件
通常	8,000 円/人	1,000 円/人	負担軽減、減額又は免除に該当しない全ての方
負担軽減 又は 減額	4,000 円/人	500 円/人	（負担軽減） ・子どもが2人以上学童保育クラブに在籍している場合の2人目以降の児童 ・弟や妹が保育所等に在籍している場合 （減額） ・就学援助受給世帯 ・区市町村民税所得割税額が1万円以下の世帯
免除	0 円	0 円	・生活保護受給世帯 ・区市町村民税非課税世帯 ・区市町村民税均等割のみの課税世帯 ・3人以上の子どもを扶養している世帯の第3子以降の児童

減額免除の申請方法については、「VI.負担軽減、減額又は免除」（19～20 頁）を参照してください。

VI. 負担軽減、減額又は免除

要件に該当する世帯は、申請により学童保育料の減額・免除を受けることができます。減額・免除をご希望される場合は、申請に必要な書類をご提出ください。適用結果については、後日通知にてお知らせいたします。

1. 要件・提出書類等

①～⑥に該当の場合は、「保育料減額・免除申請書」に必要事項を記載し、必要に応じて添付書類を添えて、子育て支援課又は学童保育クラブに提出してください【申請書ダウンロード⇒子育て・保育に関する申請書⇒学童保育クラブに関する申請書】

※添付不要でも「保育料減額・免除申請書」の同意欄に署名がない場合は、添付書類が必要になります。

<減額・免除> ①②③④⑤⑥該当になる場合は手続きをしてください。(毎年度、申請が必要)

<負担軽減> ⑦⑧「保育料減額・免除申請書」提出不要。必要な書類を提出してください。

項目	保育料/人 (延長)	要件 (理由)	申請に必要な 添付書類	減額・免除の 該当期間
通常	8,000円 (9,000円)	負担軽減、減額又は免除に 該当しない全ての方	申請不要	4月分から 翌年3月分
減額	4,000円 (4,500円)	①令和5年度区市町 村民税の所得割額が世 帯全員の合計で1万円 以下の世帯 ②就学援助費を受給して いる世帯	①②目黒区の場合、添付不要 ①目黒区以外で課税されてい る場合、その区市町村が発行する 令和5年度課税証明書 ②目黒区以外で受給している場 合、就学援助費の受給状況がわ かる書類	①④⑤ 申請月から 令和6年6月分まで 令和6年7月に再度申 請が必要です
免除	0円	③生活保護費を受給して いる世帯 ④令和5年度区市町村 民税が非課税の世帯 ⑤令和5年度区市町村 民税が均等割のみ課税されて いる世帯 ⑥子どもが3人以上いる世 帯で、学童利用児童が第 3子以降の場合	③④⑤⑥ 目黒区の場合は添付不要 ③目黒区以外で受給している場 合、生活保護費の受給状況がわ かる書類 ④⑤目黒区以外で課税されてい る又は非課税となっている場合、 その区市町村が発行する令和5 年度課税又は非課税証明書 ⑥目黒区以外に居住の場合、区 市町村が発行する住民票の写し	②③ 申請月から 令和7年3月分まで ⑥ 令和6年4月分から翌 年3月分まで ※①～⑥ 毎年度、申請が必要
負担 軽減	4,000円 (4,500円)	⑦弟や妹が保育所等に在 籍している場合 ⑧子どもが2人以上学童 に在籍している →2人目以降のお子様の保育 料が減額されます ※⑦⑧「保育料減額・免除 申請書」提出不要	⑦目黒区の認可保育所等に在 籍で、「学童保育事業利用申請 書」裏面の同意欄に署名がある 場合、→書類不要 ⑦認可外保育所等に在籍、区外 の保育所等に在籍、又は幼稚園 等で預かり保育を利用している 場合のみ→「 <u>在籍証明書</u> 」 (※目黒区ホームページからダウンロード できます)。 ⑧申請は必要ありません	⑦⑧ 令和6年4月分から 翌年3月分まで 必要な書類を提出

※日本で課税されていない方(海外収入のある方や大使館職員等を含む)は、給与明細書等の収入証明書の提出をお願いいたします。収入の証明が出来ない方については、収入申告書をご記入のうえ、ご提出ください。

2. 減額・免除の開始月

申請された日の属する月以降の学童保育料が減額又は免除されます。なお、減額・免除の申請は、年度ごとの手続きが必要です。手続きが遅れた場合、遡って学童保育料の減額・免除とはなりませんのでご注意ください。

また、税に関する減額・免除①④⑤について、4月に申請した場合、適用されるのは申請月から令和6年6月分までです。令和6年7月分以降については、再度「保育料減額・免除申請書」の提出が必要です。

3. 減額・免除の要件が変更・消滅した場合

お子様が学童保育クラブ在籍中に学童保育料減額・免除の要件に変更があった場合は、速やかに子育て支援課児童館係へご連絡ください。

Ⅵ. 短期利用

学童保育クラブでは、通年利用のほか、短期利用として夏休み等の学校休業期間中や保護者の出産の場合なども受入れています。

Ⅰ. 利用条件

(1) 利用要件を満たし、かつ利用期間が2週間以上であることが必要です。

【保護者等の状況】

- ・日曜を除き「週3日以上」、又は「4週間で12日以上」で、学童保育クラブの開設時間内において保育を必要とすること。

【児童の状況】

- ・区内在住又は在学の小学生（1年生から6年生）
- ・学童保育クラブを利用する日が「週3日以上」、又は「4週間で12日以上」であること。

(2) 利用を希望する学童保育クラブに空きが生じている場合、受け入れを行います。

空きが生じている場合とは、学童保育クラブの受入人数(上限数)を下回っている場合です。
夏休みの短期利用については「4.夏休み短期利用」を参照。

2. 学童保育料

利用日数に関わらず、利用月の月額^の学童保育料をお支払いいただきます。

『Ⅰ.学童保育クラブとは(1頁)』を確認ください。

(例)7月21日～8月24日に利用される場合は、2か月分の学童保育料をお支払いいただきます。

3. 利用申請・審査・決定

・ご利用希望日の2週間前から受付します。申請に必要な書類は、通年利用の場合と同じです。

『Ⅱ.4.申請に必要な書類(7～8頁)』をご確認いただき、申請書類を子育て支援課児童館係に提出してください。

・夏休み期間以外は、申請者が利用希望する学童保育クラブの受入人数(上限数)を下回っている場合に、申請書類の審査・確認後、申請日順(先着日順)で受け入れます。

※複数の申請が同日にあり、学童保育クラブの受入人数(上限数)を上回る場合は、利用基準指数の高い方から利用決定します。

4. 夏休みの短期利用(目黒区立小学校の夏休み期間)

夏休みにおける短期利用については、受入人数(上限数)の1割程度まで受け入れを行っています。

なお、学童保育クラブの利用状況によっては、短期の受入を行わない学童保育クラブもあります。

詳細は、令和6年5月以降のホームページをご確認ください。

Ⅷ.活動内容のご紹介

●学童保育クラブの一日(例) ※学童保育クラブにより、活動内容やスケジュールに違いがあります。

【学校休業日】

8:15~	9:30~	12:00~	13:00~	16:00~	18:15
開所	朝の会/学習/自由遊び	昼食	自由遊び	おやつ/当番活動/集団遊び	帰宅指導

【学校の授業がある日】

9:45	13:30頃~	16:00~	18:15
開所	下校/学習/自由遊び	おやつ/当番活動/集団遊び	帰宅指導

※土曜日の保育時間は、8:30~18:00となります。

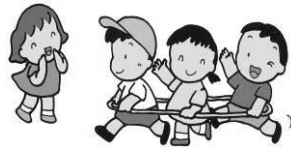
学童保育クラブの一日は「ただいま〜!」で始まります。

帰って来たら まずは宿題!



宿題のある子には声掛けをします。
(学童保育によってはおやつ後に学習時間の場合があります。)

何して遊ぶ? 自由あそび



体を動かす遊びや静かな遊びなど
思い思いに楽しめます。

みんなでおやつ!いただきます!



みんなでそろって班ごとにおやつを食べます。

話し合い活動/当番活動



行事や活動の話し合いや当番活動をしています。

みんな一緒に さようなら



帰りは同じ方向の子どもたちと一緒に帰ります

●学童保育クラブの年間行事(例)

※学童保育クラブにより、日程や内容、行事の有無に違いがあります。

4月 4/1 保育開始(※日曜日除く)

5月~6月 親子交流会

(学童保育クラブの子どもたちと保護者が一緒に楽しんで、交流を深める行事です。)

7月中旬~ ~学校夏休み期間~ 遠足や手作りお昼などを行います。

10月~12月 おまつり 学童保育クラブや地域のお祭りに参加します。

3月 進級をお祝いする会 みんなで進級のお祝いをします。

お別れ遠足 春休み期間に、遠足に出かけます。

◇通年の取り組み ⇒ 誕生会/保護者会/個人面談など



児童館「ランドセル来館」事業のご案内

目黒区では小学生が下校後自宅に帰宅せず、ランドセルを背負ったまま児童館に遊びに来ることが出来る「ランドセル来館」事業を行っています。

利用時の注意やルールを充分理解し合ったうえでご利用ください。

なお、児童館によって利用条件や対応方法などが一律ではありませんので、**詳しくは利用を希望する児童館へ直接お問合せください。**

	内容
利用の手続き	年度ごとに登録が必要です。 「ランドセル来館」を希望する児童館で受付を行っています。
利用対象	区内在住又は在学の小学校1年生から6年生
利用日 利用時間	利用日は、児童館の開館日で小学校登校日。利用時間は放課後から児童館閉館時間（午前9時から平日は午後6時、土日は午後5時、なお中央町、平町、こどもの森の土日は午後6時）までです。
利用要件	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを家庭で保育できない事情がある場合や、小学校から一旦帰宅した後では児童館へ遊びに行くことが時間的・距離的に困難な場合などです。 感染症対応などで、登録要件に制限を設ける場合があります。
利用の仕方	<ul style="list-style-type: none"> 利用できるのは児童館の館内のみです。ランドセルを置いたまま友達の家や塾などに行くことはできません。 閉館時間の前に児童館から外出した場合は、当日の利用を終了したものと見なします。

児童館名	所在地	電話番号(問合せ先)
駒場児童館	駒場2丁目7番5号	3460-0453
東山児童館	東山3丁目24番2号	3791-4613
烏森住区センター児童館	上目黒3丁目44番2号	3719-0903
中目黒住区センター児童館	中目黒2丁目10番13号	5721-8578
目黒区民センター児童館	目黒2丁目4番36号	3711-1839
不動児童館	下目黒5丁目18番4号	3714-4144
油面住区センター児童館	中町1丁目6番23号	3713-1809
上目黒住区センター児童館	祐天寺2丁目6番6号	3793-1103
五本木住区センター児童館	中央町2丁目17番2号	3792-9130
中央町児童館	中央町2丁目32番5号	3714-6300
こどもの森児童館	目黒本町1丁目16番17号	6303-1200
向原住区センター児童館	目黒本町5丁目22番11号	3794-5841
原町住区センター児童館	南1丁目8番9号	3724-8088
平町児童館	平町1丁目5番3号	3723-3750
緑が丘児童館	緑が丘2丁目7番20号	3718-1182
八雲住区センター児童館	八雲1丁目10番5号	3718-0841
碑住区センター児童館	碑文谷2丁目16番6号	3711-6791
東根住区センター児童館	東が丘1丁目7番14号	3487-8510

※児童館のランドセル来館は学童保育クラブとの併用はできません。

※「ランドセル来館」(児童館)と「ランドセルひろば」「ランランひろば」(学校)は、別の事業となります。
(ランランひろばについては右のコードより確認)



よくある質問

申請

利用申請書の提出・申請内容について

Q1.	申請書類に不足や記載内容の不備があった場合、申請できますか。
A.	申請に必要な書類が全て揃った時点で申請を受け付けます。 申請書類が不足している場合は、一旦全ての書類をお返しし、揃った段階で再度提出していただきます。
Q2.	4月1日から利用したい場合、申請時期が早いほうが有利ですか。
A.	一次申請受付期間中に受け付けた申請が、最も優先度が高くなります。 <u>同じ申請受付期間中であれば、日付による優先順位はありません。</u> 一次申請受付期間中に受け付けた申請について、利用要件等の審査を行い、利用決定をします。 学童保育クラブの利用決定人数が受入人数(上限数)を下回った場合に、二次申請受付期間以降に受け付けた申請について、順次審査、利用決定を行います。詳細は「Ⅱ.学童保育クラブ利用手続き」(6頁)をご確認ください。
Q3.	現在、学童保育クラブに在籍しています。次年度も利用したい場合は、改めて申請が必要ですか。
A.	必要です。 学童保育クラブの利用承認は年度単位なので、利用を希望する場合は、毎年度申請する必要があります。なお、現在、学童保育クラブに在籍していても、次年度以降必ず利用できるものではありません。

利用申請書内容について

Q4.	きょうだいで申請する場合、申請に必要な書類は全てきょうだい人数分必要ですか。また、きょうだいで同じ学童保育クラブに入所できますか。
A.	申請に必要な書類は、すべて児童1人につき1部必要です。 きょうだいで申請する場合、勤務証明書等の保護者等の状況により提出する添付書類(勤務証明書等)は、原本は1部、2人目以降の児童分はコピーで結構です。 きょうだいで同じ学童保育クラブに入所できない場合があります。
Q5.	「学童保育事業利用申請書」の利用を希望する学童保育クラブ欄の、第2希望の学童保育クラブは記入した方がよいですか。
A.	第1希望の学童保育クラブの利用ができなかった場合に、「第2希望の学童保育クラブの利用を希望」する場合は、記入してください。 記入がある場合、第2希望の学童保育クラブの入所についても利用基準に基づき審査します。 審査の結果、 <u>第2希望の学童保育クラブの利用が決定した場合は、第1希望の学童保育クラブを待機することはできません。</u> 詳細は『5.利用の審査・決定・通知(一次～三次)』(9頁)をご確認ください。
Q6.	児童の出席状況について、平日5日の利用で、土曜日は繁忙期の不定期利用を希望している場合、どのように記入すればいいですか。
A.	出席状況には、平日5日の利用予定をご記入ください。土曜日については、お仕事が入って保育が必要になった際に、連絡帳等でご利用の学童保育クラブにご連絡ください。

Q7.	同居家族に障害のある65歳未満の祖父母がいるため、申出書にその旨を書くだけでいいですか。
A.	申出書と一緒に、障害者手帳のコピー等、保育ができない状況を証明できる書類のコピーの添付があればマイナス調整の対象にはなりません。
Q8.	新学期から目黒区へ転居予定の場合、転居先の住所で申請は可能ですか。
A.	申請時点で目黒区の転居先住所が確定している場合、転居先の住所で申請が可能です。「申出書」に状況を記入し、転居先の住所がわかる証明書(賃貸契約書等)と併せてご提出ください。目黒区内転居で新住所が未確定の場合、申請時点の住所での申請となります。現在の住所に対応する学童とご希望の学童が異なる場合、区域の優先にはならない可能性がございますのでご了承ください。
Q9.	新学期から転居予定の場合、申請書の住所の書き方はどうすればよいですか。
A.	申請書の住所欄には転居先の住所を記載し、備考欄に現住所と転居予定日をご記入ください

利用申請提出後の内容変更について

Q10.	学童の申請を今年度して、下の子の保育園が決まらずに申請を取り下げたら、次年度に申請した際に影響はありますか。
A.	次年度の申請に影響はありません。取り下げが決定した場合、速やかに子育て支援課児童館係にご連絡ください。
Q11.	一次申請受付期間の終了後に、申請した学童保育クラブを変更することはできますか。
A.	変更できます。 ただし、変更申請を受け付けた日を、申請受付日として扱います。 (例:変更申請を受け付けた日が二次申請期間中であれば、二次申請扱いになります。)

利用要件等

Q12.	現在、求職中です。申請することはできますか。
A.	利用要件がないため、利用要件を満たしてから申請をしてください。 ただし、現在、「求職中」として学童保育クラブを利用(年度内の2か月を限度)していて、次年度の利用申請期間と重なった場合は、申出書を提出して申請することができます。なお、2か月を過ぎても「求職中」の状況が変わらない場合は、退所となり、申請した次年度の利用申請は無効となります。
Q13.	働いているが、就労日数等が学童の要件に満たないため、学童保育クラブの利用申請ができない。入学初めなどで保護者帰宅よりも児童の帰宅時間が早い日などはどうすれば良いですか。
A.	放課後の居場所として、児童館のランドセル来館という制度があります。児童館「ランドセル来館」事業(23頁)の参考資料をご確認ください。※利用したい児童館へお問い合わせください。
Q14.	インターナショナルスクールに通っていて、区立の小学校の年齢基準に合わせた学年と、インターナショナルスクールでの学年が異なる場合、どちらの学年で入れますか？
A.	区立の小学校の年齢基準に合わせた学年です。 区立小学校の基準に換算した場合、年齢が未就学児または受け入れの最高学年を超える場合は、学童保育クラブの利用はできません。
Q15.	タイムシェアの小学校内の学童は、他校の児童でも申し込みができますか。
A.	原則当該小学校の児童が対象です。 タイムシェアの学童保育クラブについては、小学校の空き教室等を利用しており、固定の保育スペースがなく、他の区立小学校や私立国立等の1日保育の需要等の(開校記念日や学校公開振替、入試期間など休校)対応ができないため、該当小学校の児童を対象としています。 ※対象の学童保育クラブは「タイムシェア」の学童保育クラブ(16頁)を確認ください。

勤務証明書について

Q16.	勤務証明書は、誰が記載するのですか。
A.	雇用主に記載を依頼してください。なお、自営業の場合は、自書してください。 なお、自営業等で、勤務証明書の代表者氏名が保護者（または祖父母などの親族）名の場合、確定申告・源泉徴収票の写し等の提出が必要です。
Q17.	通勤時間は自己申請ですか。
	勤務証明書に項目がございますので、お勤め先で証明を受けてください。 通勤時間は、勤務地から自宅までの片道の所要時間であり、保育園のお迎え時間等を含むことはできません。こちらで通勤経路などを確認させていただく場合があります。
Q18.	保護者等の状況が「就労」で申請するときに提出する勤務証明書は、保育課に提出する物のコピーでもいいですか。
A.	原則学童保育クラブ申請用の所定様式のご提出をお願いしておりますが、申請様式の記載内容が満たされていれば、その他の様式（保育園申請用のコピー、勤務先の様式等）でも申請が可能です。ただし、追加の確認をさせていただく場合がありますのでご了承ください。
Q19.	単身赴任の場合、勤務証明書は必要ですか。
A.	国内外問わず必要です。勤務証明書の単身赴任の欄にて、赴任期間・赴任先の証明を受けてください。
Q20.	複数の仕事をしている場合や、就労及び就学している場合の勤務証明書はどうすればいいですか。
A.	複数の仕事をしている場合は、複数の勤務証明書を提出してください。 就労及び就学している場合は、勤務証明書、在学期間が記載された在学証明書及び時間割を提出してください。
Q21.	短時間勤務取得制度を利用している場合、勤務証明書はどのように記載すればいいですか。
A.	勤務証明書の「勤務時間」の欄に、労働契約上の正規の時間を記入し、「育児等による勤務時間短縮等の場合」の欄に短時間勤務時間と取得期間を記入してください。
Q22.	勤務証明書に書いていない残業がある場合はどうしたらいいですか。
A.	勤務終了時間は、勤務証明書の内容で判断します。勤務証明書に含まれない残業時間は加味することができませんので、ご了承ください。
Q23.	就労している祖父母と同居しています。祖父母の勤務証明書は必要ですか。
A.	必要です。提出がない場合、調整指数のマイナスの対象になります。ただし、祖父母の年齢が65歳以上（令和6年度中に65歳以上になる方も含みます）の場合は、不要です。
Q24.	「不規則勤務」とはなんですか。
A.	勤務日によって勤務時間や勤務場所等が異なる場合の勤務形態です。 不規則勤務に該当する場合は、申請書に直近4週間の勤務実績表（シフト表、ローテーション表等）を添付して提出してください。勤務実績表等は、勤務時間が分かるようにしてください。
Q25.	不規則勤務だが、会社でシフト表が出ない場合はどうすればいいですか。
A.	直近4週間の実績を自書してください。巻末の必要書類の中に、実績表の様式がございますので、ご利用ください。

基準指数・調整指数

Q26.	1年生は学年ポイントの+4点の加点があるので、ほとんど入れると考えていいですか。
A.	利用基準指数は、学年ポイントだけではなく、基準指数・調整指数のポイントの合計で決定するため、一概には判断ができません。
Q27.	学童に在籍していて、習い事などで学童を定期的に休んだり早退したりする場合、調整指数が減点（マイナス）されますか。
A.	・申請時に在籍している場合は、 <u>前年度の利用実績を含んだ調整指数を行います。出席状況を確認のうえ、定期的な欠席、早退の場合は調整対象になります。</u> ・前年度の実績と申請される児童の利用予定が異なる場合は、学童から確認をさせて頂く場合があります。
Q28.	週2日習い事をしている場合、学童保育クラブを利用できますか。
A.	習い事等で欠席がある場合でも、利用日が、日曜日を除く週3日（又は4週で12日以上）という児童の利用要件を満たす場合は、利用できます。 ただし、定期的な欠席・早退があると、出席状況の調整指数に反映される場合があります。

入所後

学童での生活について

Q29.	学童保育クラブに持ち込んではいけないものはありますか。
A.	基本的に、小学校に持って行ってはいけないものは学童保育クラブにも持ち込みができません。
Q30.	学校休業日（一日保育）のお昼ご飯は、どうすればよいですか。
A.	お弁当を持参してください。状況に応じて水筒の持参をお願いすることがあります。
Q31.	学童保育クラブへのお迎えについて教えてください。
A.	学童保育クラブへの通所及び自宅への帰宅は、児童の自力通所及び帰宅が原則です。 お迎えを希望する場合は、各学童保育クラブにご相談ください。 なお、延長保育を利用する場合は、必ず保護者等のお迎えが必要です。またそのした学童保育クラブについては、全児童が全ての降所時間において、お迎えになります。
Q32.	延長保育は誰でも利用できますか。
A.	延長保育の利用申請をすることで、誰でも利用することができます。 利用する前月末までに申請をしてください。
Q33.	インフルエンザやコロナ等で学級閉鎖の場合、学童保育クラブを利用できますか。
A.	利用できません。 インフルエンザの症状が無くても、「うつらない、うつさないという」学級閉鎖の趣旨をご理解いただき、各家庭での保育にご協力をお願いします。

転所・辞退・育児休業

Q34.	第2希望の学童保育クラブに入所した場合、年度途中で第1希望の学童保育クラブに転所することはできますか。
A.	第1希望の学童保育クラブに空きがある場合は、転所することができます。 なお、第1希望の学童保育クラブを待機している方※がいる場合、待機している方が優先となります。 (※学童保育クラブを利用しながら、他の学童保育クラブの待機はできません。)
Q35.	利用承認通知をもらったが、利用を辞退したい。どうすればよいですか。
A.	辞退届の提出が必要です。速やかに子育て支援課児童館係にご連絡ください。
Q36.	育児休業終了後に学童保育クラブを利用する場合の申請する時期を教えてください。
A.	育児休業に伴う復職は、原則、復職日の2週間前からの申請受付となります。 ただし、5月1日付け復職のみ、一次申請から申請が可能です。
Q37.	現在、学童保育クラブを利用しています。育児休業を取得する予定があるのですが、いつまで利用することができますか。
A.	育児休業を取得する日の前日までです。学童保育クラブにご連絡いただき、辞退届を提出してください。

その他

Q38.	学童保育クラブを見学することはできますか。
A.	できます。見学を希望する学童保育クラブに直接連絡し、日程調整の上、見学してください。 ただし、開設前の施設の見学はできませんのでご了承ください。 新型コロナウイルス感染症等の状況によってはご遠慮いただく場合があります。
Q39.	入所後に申請内容に変更があった場合どうすればよいですか。
A.	「変更届」及び必要に応じて「変更内容を証明する書類」を提出してください。 変更届は、目黒区ホームページからダウンロードの上、学童保育クラブ宛てに提出してください。